様式第１号の２(第１０条の３関係)

指定催しの指定通知書

第　　　　　号

（元号）　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

廿日市市消防本部

消防長

　廿日市市火災予防条例第４３条の２第３項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 催しの開催場所 |  |
| 催しの名称 |  |
| 催しの開催期間 |  |

（教示）

１　この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３か月以内に、廿日市市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分については、この処分（この処分について上記１の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内に、廿日市市を被告として（訴訟において廿日市市を代表する者は、廿日市市長となります。）、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。